

② 総合入院体制加算の見直し

第1 基本的な考え方

急性期医療の適切な体制整備を推進する観点から、総合入院体制加算の要件及び評価を見直す。

第2 具体的な内容

1. 総合入院体制加算1及び2について、全身麻酔による手術の件数に係る要件及び評価を見直す。
2. 急性期充実体制加算と同様に「特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係がないこと。」を要件に加える。

改 定 案	現 行
<p>【総合入院体制加算】</p> <p>1 総合入院体制加算1 <u>260点</u></p> <p>2 総合入院体制加算2 <u>200点</u></p> <p>3 (略)</p> <p>[施設基準]</p> <p>第1 総合入院体制加算</p> <p>1 総合入院体制加算1に関する施設基準等</p> <p>(3) 全身麻酔による手術件数が年<u>2,000件以上</u>であること。また、以下のアからカまでを全て満たしていること。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(4)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係がないこと。ただし、令和6年3月31日以前から、特定の保険薬局と不動産の賃貸借取引関係にある場合は、当該特別な関係がないものとみなすこと。</u></p> <p>2 総合入院体制加算2に関する施設基準等</p>	<p>【総合入院体制加算】</p> <p>1 総合入院体制加算1 <u>240点</u></p> <p>2 総合入院体制加算2 <u>180点</u></p> <p>3 (略)</p> <p>[施設基準]</p> <p>第1 総合入院体制加算</p> <p>1 総合入院体制加算1に関する施設基準等</p> <p>(3) 全身麻酔による手術件数が年<u>800件以上</u>であること。また、以下のアからカまでを全て満たしていること。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(4)～(16) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 総合入院体制加算2に関する施設基準等</p>

<p>設基準等</p> <p>(1) 総合入院体制加算 1 の施設基準((1)、(6)から(10)まで及び(12)から<u>(17)</u>までに限る。)を満たしていること。</p> <p>(2) 全身麻酔による手術件数が年 <u>1,200件</u>以上であること。なお、併せて以下のアからカまでの全てを満たすことが望ましいものであり、少なくとも4つ以上を満たしていること。手術等の定義については、1の(4)と同様である。 ア～カ (略)</p> <p>3 総合入院体制加算 3 に関する施設基準等</p> <p>(1) 総合入院体制加算 1 の施設基準((1)、(6)から(10)まで、(12)のイ、(13)、(14)、<u>(16)及び(17)</u>に限る。)を満たしていること。</p>	<p>設基準等</p> <p>(1) 総合入院体制加算 1 の施設基準((1)、(6)から(10)まで及び(12)から<u>(16)</u>までに限る。)を満たしていること。</p> <p>(2) 全身麻酔による手術件数が年 <u>800件</u>以上であること。なお、併せて以下のアからカまでの全てを満たすことが望ましいものであり、少なくとも4つ以上を満たしていること。手術等の定義については、1の(4)と同様である。 ア～カ (略)</p> <p>3 総合入院体制加算 3 に関する施設基準等</p> <p>(1) 総合入院体制加算 1 の施設基準((1)、(6)から(10)まで、(12)のイ、(13)、(14)及び<u>(16)</u>に限る。)を満たしていること。</p>
--	---